平成２８年（フ）第８５９４号
東京都足立区江北１丁目10－２－103
破産者　茂戸藤昭男
1　決定年月日　平成29年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５９７号
東京都江戸川区清新町１丁目５－８－209
破産者　徳本せつ子
1　決定年月日　平成29年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８７号
千葉県柏市新柏４丁目９番地１　グリーン新柏301号
破産者　山中かをる
1　決定年月日　平成29年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５４７号
千葉県柏市篠籠田1029番地の５
破産者　有限会社石井保温
1　決定年月日　平成29年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５９１号
千葉県松戸市松戸新田500番地の８　松戸グリーンハイツ709号
破産者　堤　　基行
1　決定年月日　平成29年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６０２号
千葉県松戸市小金上総町19番地の７
破産者　福澤　実華
1　決定年月日　平成29年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６３４号
千葉県松戸市中根34番地の２
破産者　塚本　　明
法定代理人保佐人　神保　正宏
1　決定年月日　平成29年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６４７号
千葉県野田市東高野64番地
破産者　藤井のり子（旧姓三富）
1　決定年月日　平成29年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６５５号
千葉県野田市七光台361番地の６　グリーンパレスＢ102号
破産者　宮田　政彦
1　決定年月日　平成29年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第９３号
千葉県旭市鎌数3234番地16　平野方
破産者　加藤　正吾
1　決定年月日　平成29年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第２６６０号
埼玉県ふじみ野市上福岡３丁目９番15号
破産者　亡木下元紀相続財産
1　決定年月日　平成29年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２号
千葉県成田市大清水62番地２（Ｇｒａｎｄｉｒ　Ｂ103号）
破産者　佐藤　博幹（旧姓矢野）
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１５７号
千葉県佐倉市宮ノ台２丁目16番11号
破産者　松浦　史也
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第７２２号
東京都渋谷区道玄坂１丁目12番１号　渋谷マークシティＷ22階
破産者　株式会社アール・アイ・イー
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７２３号
東京都大田区石川町１丁目23－４
破産者　片山　敬止
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５０２号
東京都西多摩郡奥多摩町氷川1075番地
破産者　奥森ハウス株式会社
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６０７号
東京都町田市木曽東１丁目24番20号
破産者　有限会社川進
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６９１号
東京都町田市つくし野３丁目18番地９
破産者　株式会社リズム
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１７１号
福井市河増町第25号34番地
破産者　亡近藤高昭相続財産
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２４５号
兵庫県明石市大久保町高丘７丁目12番地の12
破産者　有限会社京都大倉呉服
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第８４号
山口県周南市大字湯野字西山4143番地
破産者　株式会社寿仙荘
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第２２号
愛媛県今治市富田新港１丁目２番地５
破産者　株式会社セトウチデリカ
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所今治支部